

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサヘ國定規格▲五判

昭和二十五年十二月二十六日 火曜日  
第 二 千 百 七 十 二 号

## 條例

### ◆鳥取縣條例第六十一号

鳥取縣自転車登録條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣自転車登録條例

### (條例の目的)

第一條 この條例は自転車(三輪車及びリヤカー附自転車を含む。以下同じ。)の登録等により自転車の盜難及び交通事故を防止することを目的とする。

### (登録の申請)

第二條 自転車の所有者は次の各号の一に該当するに至つた日から十日以内に主たる定置所(以下「定置所」という。)所在地の市町村長に登録を申請しなければ

ならない。  
但し自転車製造業者の製作品又は自転車販賣業者(古物營業法(昭和二十四年法律第一〇八号)にいう古物商として自転車を売買又は交換するものを除く。以下同じ。)の商品でその使用に供しないものはこの限りでない。

一、売買、交換、贈与その他取得方法の如何にかゝわらず自転車を所有するに至つたとき。

二、自転車の定置所々在の市町村を変更したとき。

2、前項第一号の規定による登録申請書には自転車が正當に取得された事實を証明するに足る書類を添えなければならない。

3、第一項、第二号の規定による登録申請書には第四條第二項の登録まつ消證明書を添えなければならない。

(登録証及び登録番号標)

00946

**第三條** 市町村長は前條の規定による登録の申請を受理したときは自転車登録台帳に記載し知事が別に定める

様式の自転車登録証（以下「登録証」という。）及び登録番号標を交付しなければならない。

2、登録証は自転車の所有期間中保存しなければならない。

3、登録番号標は自転車の前部（ハンドル）若しくは後部の見易い箇所に標示しなければならない。

（登録のまつ消）

第四條 自転車の登録を受けた者がその自転車を廃棄したとき売買交換、贈与その他の事由によつて自転車を所有しなくなつたときは直ちに登録まつ

したときは十日以内に登録証及び登録番号標を添え当該市町村長に登録のまつ消を申請しなければならない。

2、市町村長は前項の規定に基き定置所々在の市町村の変更に伴う登録のまつ消をしたときは直ちに登録まつ

消証明書を申請者に交付しなければならない。

（再交付）

第五條 自転車登録を受けた者がその登録証又は登録番号標を遺失し又は盗まれたときは速かにその旨を当該

市町村長に届出で再交付を受けなければならない。

（買入れ等の禁止）

第六條 自転車販売業者は登録証及び登録番号の標示のない自転車（第二條第一項但書の規定によるもの及び

市町村長に届出で再交付を受けなければならない。

（不正品の届出）

第七條 自転車の修繕業とする者はその取扱う自転車について不正品の疑があるときは速かに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

（一齊検査）

第八條 市町村長は登録実施の状況を調査するため毎年

一回以上当該市町村に定置所を有する自転車の一齊検査を行わなければならぬ。

（手数料）

**第九條** 市町村長はこの条例に規定する事務を行うため

に当該市町村の条例の定めるところにより手数料として必要な実費を徴収することができる。

（罰則）

第十條 第二條の規定に違反して登録をしない者、不正の手段若しくは虚偽の方法によつて登録を受けた者、虚偽の登録番号標を表示した者又は第六條の規定に違反した者は五千円以下の罰金に処する。

2、第三條第三項第四條第一項及び第七條の規定に違反した者並びに第八條の規定による検査に応じなかつた者は科料に処する。

（施行規則）

第十一條 この条例を施行するために必要な事項は市町村長が別に定める。

1、この条例は公布の日から施行する。

2、この条例施行の際現に自転車を所有する者は条例施行の日から、九十日以内に第二條第一項第一号の規定による登録を申請しなければならない。

附 则

◆**鳥取縣條例第六十二号**

図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第十四條第十五條及び第十六條の規定により、鳥取縣立鳥取図書館協議会に関する條例を、次のように定める。

昭和二十五年十二月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

（設置）

第一條 鳥取縣立鳥取図書館の運営に關し館長の諮問に応ずるゝもに、図書館奉仕につき、館長に対しても意見を述べる機関として、鳥取縣立鳥取図書館に鳥取縣立鳥取図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第二條 図書館協議会の委員は、十五人以内とする。

（委員の任期）

第三條 委員の任期は一箇年とする。但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

前項の任期は、鳥取縣教育委員会の任命の日から起算する。

#### (委員の費用辨償)

第四條 委員の費用辨償は、職務を行うために要する経費とし鳥取縣旅費支給條例(昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十二号)に定めるところによる。

#### (使用料の納付)

◆鳥取縣條例第六十三号  
鳥取縣立図書館使用料條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立図書館使用料條例

#### (使用料の納付)

第一條 鳥取縣立図書館の使用許可を受けた者は、この條例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

#### 別 表

##### 一 鳥取圖書館

第三條 使用料は別表に定める額とする。但し特別の事由があると認めたときは減免することができる。

#### (使用料の還付)

第四條 既納の使用料は、いかなる理由があつても還付しない。

(使用料の額)  
第二條 使用料は別表に定める額とする。但し特別の事由があると認めたときは減免することができる。

らない。

00949

00949

室名	晝夜別	
	晝間 至午後五時	夜間 自午後五時 至同十時
講堂	六〇〇円	八〇〇円
控室	一〇〇円	一五〇円
児童閲覧室	二〇〇円	四五〇円
その他	四〇〇円	六〇〇円

#### 二 米子分館

室名	晝夜別	
	晝間 自午前八時 至午後五時	夜間 自午後五時 至同十時
講堂	四〇〇円	五〇〇円
一般閲覧室	五〇〇円	八〇〇円
児童同	三〇〇円	一〇〇円

#### ◆鳥取縣條例第六十四号

昭和二十三年三月鳥取縣條例第二十一号通信教育入學料徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年十二月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
通信教育入學料徵收條例中改正條例

第五條を次のように加える。

◆鳥取縣條例第六十五号  
昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十号鳥取縣通信教育受講料徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年十二月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
鳥取縣通信教育受講料徵收條例中改正條例

第八條定時制の課程(夜間の課程を含む)の高等学校に在学し通信教育を受ける場合当該教科の受講料は本條例に規定する受講料の半額とする。

附 則

00950

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。  
別表を次のように加える。

課 目	新制中学校			新制高等学校		
	第一学年	第二学年	第三学年	第一学年	第二学年	第三学年
漢文	一	一	一	一五〇	一五〇	一
一般社会	一	一	一	一五〇	一五〇	一
解説	二	一	一	一五〇	一五〇	一
幾何	一	一	一	一五〇	一五〇	一

## 規則

### ◇鳥取縣規則第九十三号

造林臨時措置法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

造林臨時措置法施行細則

第一條 造林臨時措置法に基く造林は造林臨時措置法

(昭和二十五年法律第百五十号以下「法」という。)  
及び同法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十号以下「規則」という。)による外この細則の定めるところによる。

第二條 この細則において「伐採跡地等」とは左の各号の一に該当する森林(林間放牧地及び林間採草地を含む)又は原野であつて法第五條に掲げるものをいう。  
一、伐採跡地(その上に存在する林木の樹間のうつ閉度〇三以下のものを含む。)

二、無立木地

三、散生地

四、林木育成の目的に供されていたものであつて現在放置しているもの。

第三條 知事の指定する期日及び区域内において現に伐採跡地等を所有する者(所有権以外の権原に基き当該土地を林木育成の目的に供する者がある場合はその使用者)は当該跡地等に關して各筆ごとに知事の指定する期日までに別記様式によつて報告をなければならない。

い。

2、前項の報告を終つた後に新しく発生した伐採跡地等

を所有するようになつた者(所有権以外の権原に基き当該土地を林木育成の目的に供する者がある場合にはその使用者)は前項に準じて報告しなければならない。

3、現況が伐採跡地等に該当するかどうか明らかでないもの及び第二條第四号に掲げるもの以外の原野であつて特に知事がその箇所を指定したものの所有者についても同様とする。

4、第一項乃至第三項の報告については次の事項を記載するものとする。

一、当該要造林地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当

二、当該伐採跡地等の所在、地番、地目及び面積

三、所有権以外の権原に基き当該伐採跡地等を林木育成の目的に使用し及び収益することができる者がある場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用収益の内容(当該権利の種類、設定の時期、存続期間、対價等)

四、所有権以外の権原に基き当該伐採跡地等を林木育成以外の目的に使用し又は収益しているものがある

この規則は公希の日から施行する。

附則

第四條 前條第一項乃至第三項に掲げる土地が共同所有にかかる場合又は共同使用の目的に供されている場合には前條第一項乃至第三項の報告は共同所有者又は共同使用者の代表者がこれを行ふものとする。

00952

## 伐採跡地等報告書

(枚の内)

1 所有者住所 氏名	住所	縣	市	郡	町	村	番	氏名	所在府縣名
2 所有林野面積	森林 (内要造林地)	原	原	野	野	、	計		
3 伐採跡地等の所在及 び現況	流域名	地	市	町	村	番	番	面積	
4 伐採跡地等の種別及 び現況	發生の原因	發生の年度	伐採前の林相	伐	人工林	天然林	貯帳	現在利用の状況	
5 造林出来なかつた主 なる理由	伐災原の他		針	闊	針	闊	見込(又は実測)		
6 今後の造林予定	資金	労務	苗木	土地所有の不安	其の他の利用	其の他			
7 造林に対する希望	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	種別樹種面積	種別樹種面積	種別樹種面積	種別樹種面積	計
8 伐採跡地等に対する 権利関係の有無	補助金	融資	苗木交付	其の他					
9 権利関係者住所氏名					其の他の権利関係の有無種類内容				
判 定					有無				

00953

## 告示

## 示

## ◇鳥取縣告示第六百十九号

鳥取縣自転車登録條例による登録証及び登録番号標の様式を次のように定める。

昭和十五年十一月一十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

1、登録証は縦一三横九縁の厚紙とし左の様式による。

- 1、登録番号標は左の要件を具備した様式とする。
- 2、金属製とし六縁に10縁大以上の大きさとする。
- 3、登録番号標は銀地に黒字とする。
- 4、登録番号標は文字の中央部位を引抜式とし引抜後の台地は赤色又は赤色に白色の「防犯」の文字を浮字としたものとする。

## 第

## 自転車登録証

所有者住所 鳥取縣 市 郡 大字 町 村 名 田

所有者住所 氏名 生年月日

鑑札番号 登記年月日

車輛類別 車輛登記年月日